

第36回多摩湖駅伝大会命名権（ネーミングライツ）募集要項

多摩湖駅伝大会実行委員会は、第36回多摩湖駅伝大会において、大会命名権（ネーミングライツ）スポンサー企業を次のとおり募集します。

1 趣旨

この要項は、第36回多摩湖駅伝大会（以下「大会」という。）の大会命名権を民間事業者等（以下「スポンサー」という。）に付与することにより、スポンサーの広告の機会を拡大するとともに、大会運営の新たな財源を確保し、地域経済活動及び大会の活性化を図るため、大会命名権の付与について必要な事項を定める。

2 大会名の標記方法

大会名は、原則「第36回多摩湖駅伝大会 supported by（企業名、事業所名又は商品名等）」とすることを条件とする。

ただし、多摩湖駅伝大会実行委員会委員長（以下「実行委員長」という。）とスポンサーの協議により、大会名を変更することができるものとする。

3 スポンサーにより得られる効果

（1）大会名を活用したPRによる企業イメージの向上

- ①大会プログラムに企業名・企業広告を掲載
 - ②アスリートビブスに企業名を掲載
 - ③大会ポスターに企業名を掲載
 - ④大会要項（チラシ）に企業名を掲載
 - ⑤大会公式ホームページに企業名バナーを掲載
 - ⑥大会におけるスタートゴール付近に設置する横断幕に企業名を掲載。
- ※開催日に立てるのぼり旗について、ネーミングライツの適用対象外。

（2）社員等の健康増進及びコミュニティの活性化

- ①参加賞の贈呈
（無料エントリーするチーム分以外として、大会終了後参加賞を送付）
- ②大会無料エントリー 5チームまで

4 募集

スポンサーの募集は、ホームページ等により行うものとする。ただし、募集期間が経過して応募がない場合は、個別に募集の案内をすることができる。なお、募集期間及び協賛提示金額は次のとおりとする。

- （1）募集期間 令和7年8月15日(金)から令和7年9月25日(木)まで
- （2）協賛提示金額 50万円以上

5 応募資格

応募資格を有する者は、募集の趣旨に賛同し、スポンサーとなることを希望する法人格を有する団体（本社・本店所在地は、市内外を問わない。）とする。ただし、政治団体、宗教団体及び次の各号に該当する者は、応募できない。

- （1）法令に違反している者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの

- (3) 国税又は地方税を滞納している者
- (4) 市長、副市長若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5の規定により設置する委員会の委員若しくは監査委員（以下これらを「市長等」という。）又は市議会議員が、役員若しくはこれに準ずべき者又は支配人となっている者（市長等にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずべきものの2分の1以上出資している法人等を除く。）
- (5) 東大和市暴力団排除条例（平成24年条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行っている者
- (6) 役員又はこれに準ずべき者が次のいずれかに該当している者
 - ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ③公務員であった者で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- (7) 応募書類提出時点において、市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正又は更正手続をしている者
- (9) 法令等に基づく営業停止命令又は業務停止命令を受けている者
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
- (11) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売業又は業務提供誘引販売業を業として営む者。ただし、主として通信販売を業として営む者で、同法第30条に規定する法人を除く。
- (12) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業を営む者
- (13) 法律に定めのない医業類似行為を行う者
- (14) 社会問題を起こしている業種または事業者
- (15) その他、ネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしくないと実行委員長が認める者

6 応募方法

スポンサーの応募を希望する団体は、募集期間内に次に掲げる書類を実行委員長に提出しなければならない。

- (1) 第36回多摩湖駅伝大会命名権（ネーミングライツ）申込書（第1号様式）
- (2) 団体の概要書（第2号様式）
- (3) 応募資格等についての誓約書（第3号様式）
- (4) 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）（令和7年8月1日以降に交付を受けたもの）
- (5) 法人税、法人事業税、法人市民税（法人住民税）の納税証明書（納税を証明できる最新年のもの）

7 審査機関

実行委員長は、スポンサーの選定を行うため、大会命名権審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。なお、審査会の委員は、多摩湖駅伝実行委員会の委員で組織し、委員長は実行委員長をもって充てる。また、審査会の庶務は、大会事務局において行う。

8 決定及び通知

募集締切後、審査会において審査を行い、名称、協賛提示金額等を総合的に判断して選考するものとする。この場合において、スポンサーに応募した団体には、第36回多摩湖駅伝大会命名権（ネーミングライツ）結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

9 大会命名権付与期間

大会命名権を付与する期間は、令和7年11月1日から令和8年3月20日とする。

ただし、大会公式ホームページにおける愛称の掲載については、一定期間継続して表示する。

10 命名権料の納入

決定通知を受けたスポンサーは、実行委員長が指定する期日までに実行委員長に命名権料を一括で納入しなければならない。

なお、実行委員長は支払われた命名権料は返還しない。

11 命名権の取消し

実行委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、命名権の付与を取消すことができ、命名権取消に伴う原状回復に必要な費用は、スポンサーが負担するものとする。

（1）指定する期日までに命名権料の納入がないとき。

（2）スポンサーが、法律、条例、規則、要綱又は募集要項等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

（3）スポンサーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

問合せ先

多摩湖駅伝大会実行委員会

事務局 東大和市市民生活部スポーツ観光課

電話番号 042-563-2111 F A X 042-563-5931

メール sports@city.higashiyamato.lg.jp